

令和2年度 面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業 FAQ

項目	質問	回答
1	応募 本事業公表前に端末導入を進めています、本事業の対象となりますか。	本事業の対象は、補助金事務局が交付決定後に発注した端末等のみとなります。
2	応募 補助金の応募はいつまで可能ですか。	詳細は本事業のWebサイトでご案内しますので、ご確認ください。
3	応募 交付決定までの審査期間はどれくらいかかりますか。	詳細は本事業のWebサイトでご案内しますので、ご確認ください。
4	応募 地域団体の応募回数に制限はありますか。	応募後の審査中に再申請、追加申請はできません。 詳細は公募要領2.7をご確認ください。
5	計画 公募要領1.2.5(1)に記載されている、本事業の要件である「25」店舗以上、もしくは「4割」以上の新規導入(入替)条件を達成できなかった場合はどうなりますか。	補助金交付対象となりません。概算払いをしている場合は返還の対象となる可能性があります。
6	計画 公募要領1.2.5(2)に記載されている、計画策定段階で「7割」以上の店舗がキャッシュレス化を達成する計画を策定することになっていますが、傘下の店舗が多く現実的には難しいです。	基本的に「7割」以上の店舗がキャッシュレス化を達成する計画を提出していただきます。ただし、「7割」の計画には既にキャッシュレス決済を導入している店舗も含まれます。
7	計画 公募要領1.2.5(2)に記載されている、「7割」以上の店舗がキャッシュレス化を達成する計画を策定できそうにありません。	補助金事務局にご相談ください。
8	計画 応募に当たっての計画づくりなどに、自治体が関与してもよろしいでしょうか。	公募要領2.5.3(7)に記載の通り、地方公共団体は間接補助事業者にはなることはできませんが、後方支援などにより地域団体をバックアップすることは可能です。
9	補助対象 キャッシュレス決済端末は既に設置しておりますが、ソフトウェアのみの導入でも補助対象となりますか。	ソフトウェアのみの導入は補助対象外となります。 ただし、決済機能を有するソフトウェア(モバイルオーダー等)の導入であれば対象となります。
10	補助対象 公募要領2.6(8)に間接補助事業者の役割として、店舗のフォローアップや十分な支援が定められていますが、期間の定めはありますか。	事業期間内に限りませんが、事業終了後も可能な限りフォローをお願いします。
11	補助対象 どのようなソフトウェアが本事業の対象となりますか。	公募要領1.2.4に記載の通り、「キャッシュレス決済と連動し、中小・小規模事業者の経営の向上に資するプログラム等」が本事業の対象となります。併せて、本事業のWebサイトにある補足資料も御参照ください。
12	補助対象 公募要領補足①補助対象経費の他に記載の導入サポートは、決済端末本体等と広報費のどちらに該当しますか。	決済端末本体等に該当します。例えば、キャッシュレス決済端末本体の導入が決定している店舗に対する使用方法の説明会等が対象となります。
13	補助事業 本事業の応募にコンソーシアムの形成は必須でしょうか。	コンソーシアムの形成は必須ではありません。
14	補助事業 地域マネーの開発費は補助対象となりますか。	地域マネーの開発費は本事業の補助対象外となります。
15	補助事業 地域マネー等を地域団体の本部で管理・集計するソフトウェアは、本事業の補助対象となりますか。	地域団体の本部での管理・集計ソフトは、中小・小規模事業者に提供するものではないため、本事業の補助対象外となります。
16	補助事業 ソフトウェアの見積りについて、一式で合計金額のみが記載されたものを事業者より提示されましたが、すべて補助対象となりますか。	補助対象外のものが混在している補助対象となりません。機能ごとに見積りを分けて提出してください。
17	地域団体 コンソーシアムを形成する際、地域団体と民間事業者はそれぞれ複数で申し込むことは可能でしょうか。	地域団体は1者に限りますので、それぞれで応募してください。 なお、民間事業者は1者に限りません。
18	地域団体 補助対象となる地域団体とは具体的にどのような団体でしょうか。	商店街、商工会議所、商工会、観光協会、街づくり事業者等が対象となります。 詳しくは公募要領の2.5.1をご確認ください。
19	店舗 中小企業基本法上の業務分類の「小売業」とは具体的に何を指しますか。	中小企業庁のHPに掲載されている「日本標準産業分類(平成26年4月1日施行)」の「中小企業基本法上の類型」に記載されている小売業に属する業種を指します。※必ず表をご確認ください。 <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/sochiki/teiji.html">https://www.chusho.meti.go.jp/sochiki/teiji.html</a>
20	店舗 傘下の事業者が営む店舗とは具体的にどの範囲までが対象となりますか。	原則、申請団体に所属していることを名簿等で証明できる中小・小規模事業者となります。 詳しくは公募要領1.2.5をご確認ください。
21	端末 当補助金を利用して新たなキャッシュレス決済端末に変更することは可能でしょうか。	キャッシュレス決済端末の入替も本事業の対象となります。
22	店舗 フランチャイズチェーンの店舗は端末設置の対象店舗となりますか。	中小・小規模事業者の定義を満たしていれば、本事業の対象となります。 詳しくは公募要領2.10.1をご確認ください。
23	広報 本事業の広報費は一般消費者向けの告知物も対象になりますか。	一般消費者向けの告知物は対象外となります。 公募要領2.9に記載されている通り、本事業の広報費は地域団体が傘下の中小・小規模事業者等に対して周知・広報するための外注費又は委託費を補助対象としています。
24	広報 広報物の作成に必要なデータ等をいただくことはできますか。	補助金事務局までご相談ください。
25	概算払 概算払請求の手続きはどのようにしたらいいですか。	概算払請求ならびに計画変更については、近々中に本事業のWebサイトに公開予定です。
26	その他 公募要領「補足⑥ 審査の評価基準について」の「2.評価項目 ※加点要素・極めて高い事業効果や成果を期待できるか」としてありますが、具体的にどのような事を指しますか。	以下のような事例を想定しておりますが、詳細な評価は、第三者委員会の判断によります。 〈例〉 非接触決済(NFC TypeA/B/F)を導入することで、以下の2点の実現を目指す取組。 ①店舗従業員と顧客の接触時間を低減させ、より感染症の蔓延しにくい環境を構築すること。 ②アフターコロナのインバウンド需要を取り込むこと。
27	その他 (郵送に必要な)応募・交付申請の申請書や封筒はどどこでもらうことができますか。	申請書や封筒の配布はしていません。 申請書は本事業のWebサイトからダウンロードしてください。
28	その他 モニター自治体とは何のことですか。	モニター自治体は、自治体における窓口のキャッシュレス化を進めるなど、キャッシュレス化に積極的な自治体です。詳細はモニター自治体で検索してください。 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/mmo/info_service/cashless/municipality_project/municipality_project.html">https://www.meti.go.jp/policy/mmo/info_service/cashless/municipality_project/municipality_project.html</a>
29	その他 どこの地域(商店街組合・観光協会)が応募しているか教えてもらえますか。	公平な審査の履行に差し支えるため、お答えできません。
30	その他 誰が審査員をしているか教えてもらえますか。	公平な審査の履行に差し支えるため、お答えできません。
31	その他 応募書類No.17「申請団体の区域図ならびに写真」はどちらかだけ提出すればいいですか。また、写真は何を提出すればいいですか。	区域図と写真のどちらも提出が必要となります。 写真は該当区域の商店街等の店舗の様子が見えるものを提出してください。